

共済契約者の住所等変更手続きのワンストップサービスについて (建退共の事務手続きが一部簡略化されます！)

建退共では、令和6年4月より電子申請方式を使った新たなサービスが始まります。
共済契約者（事業所）の住所名称等に変更が生じた場合は、建退共長崎県支部へ「共済契約者住所・名称・代表者変更届（様式第012号）」を提出していただいておりますが、「ワンストップサービス利用」に同意をいただいた共済契約者につきましては、変更届の提出が原則不要となります。

ワンストップサービスへの同意について

ワンストップサービスの利用には、①「建設業許可番号」又は「法人番号」（国税庁発行）②ワンストップサービス利用の同意が必要となります。

令和6年2月5日に、建退共事業本部から「建設業退職金共済制度に係る調査票（返信用ハガキ付）」が送付されています。次のいずれかの方法で回答してください。

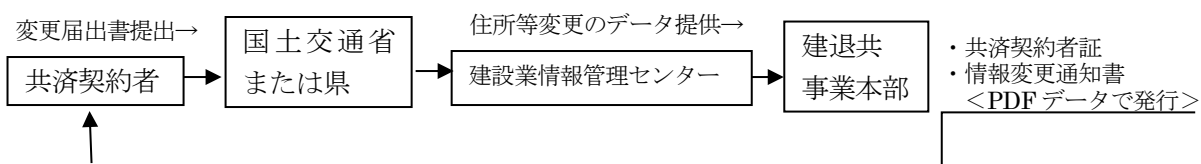
【回答方法】

- 電子申請専用サイトから回答。
- 返信用ハガキによる回答。*ハガキの回答受付は令和6年3月20日投函分までとなります。
- ※ 調査票に記載の二次元バーコードを読み取ってスマートフォンからの回答も可能です。

※ 法人番号に基づく事項更新を選択し、代表者の変更が発生した場合には、従来どおり「共済契約者住所・名称・代表者変更届（様式第012号）」の提出が必要となります。

ワンストップサービスに同意すると・・・

国土交通省または県へ提出された変更届出書の情報を活用させていただき、建退共で変更処理を行います。電子申請専用サイトに登録したメールアドレス宛に変更完了のお知らせが届き、電子申請専用サイト上で変更後の「共済契約者証（PDF）」が閲覧・印刷できるようになります。



- ※ 金融機関で証紙を購入する際は、「共済契約者証（紙媒体）」原本が必要となります！
- ※ 従来の「共済契約者証（紙媒体）」が必要な場合は、電子申請専用サイトから申請していただくか、「共済契約者証交付申請書（様式第014号）」を建退共長崎県支部へ提出してください。

ワンストップサービス利用に同意をされていない共済契約者および建設業許可番号・法人番号をお持ちでない共済契約者につきましては、従来どおり建退共長崎県支部へ「共済契約者住所・名称・代表者変更届（様式第012号）」をご提出いただきますようお願いいたします。